

小倉りえこの質問及び、担当課からの答弁（まとめ）

質問項目：



- 【総務費】 性的指向に関する制度の意識啓発の重要性
- 【衛生費】 保健師活用のための体制整備、ねずみ防除対策
- 【産業経済費】 商業集積の形成、小規模事業承継支援
- 【土木費】 駐輪場設置台数の考え方、マンションエレベーター安全装置等設置助成、港区まちづくり条例
- 【教育費】 区費講師、学校改修、アカデミー制

\* 予算特別委員会とは、来年度予算について審議するために設置された特別委員会のことで、予算案について担当課長に質問します。

### 【総務費】

Q: 性的指向に関する制度の準備を進めていくと話があったが、制度ありきではない意識啓発はもちろんのこと、まだ実施されていないパブリックコメントや未公表の人権に関する区民意識調査結果も軽んじることをないようにお願いしたい。

A: 人権・男女平等参画担当課長

区は様々な手法で、幅広く区民や事業者へ意識啓発を進めている。3月末にまとまる予定の人権に関する区民意識調査からは、様々な人権課題に関する実態を明らかにできると考えている。調査結果を丁寧に読み解くとともに、区に寄せられる声を十分に踏まえながら検討を行う。

Q: 性的マイノリティを対象としたインターネットアンケートを港区は昨年実施したが、『同性パートナーシップ制度を利用したいと思わない』と回答した当事者が約7割だった。その約7割の当事者に向け、制度を設けることで港区は何を伝えていきたいかを明確にしていきたい。

A: 人権・男女平等参画担当課長

調査で制度を利用しないと答えた約7割の主な理由は『そっとしておいてほしい（注目されたくない）』が最も多く27.4%、『メリットがない』が23.2%、『認めてもらうような事柄ではない』が22.1%などがあった。今後、区としては利用する方、利用しない方、双方の思いに寄り添い、幅広く区民の理解を得られるような制度を検討する。

### 【衛生費】

Q: 精神保健分野で保健師の活用体制が重要になると昨年も質問をした。ガイドラインが各都道府県に通達されているはずだが、現在の港区ではどのような状況か。

A: 健康推進課長

国が示したガイドラインにより、精神障害者の対応については保健所保健師の役割がより重要となった。しかし、ガイドラインの運用については都道府県レベルでの調整が必要で、都では平成31年度から体制整備を行うと聞いている。区は、新たな仕組みに沿った

精神障害者の退院後支援について、東京都と連携しながら、保健所保健師を中心に体制を整備していく。

Q： 保健所が全体の対策運用指針のようなものを作り、そこから関連する費用の一部助成制度を新しく作るとか、やりようはいくらでもあると思う。来年度のねずみ防除対策はどのように行うのか。

A： 生活衛生課長

来年度のねずみの防除対策は、ゴミの管理など環境的防除を中心に、区広報紙やホームページ、パンフレット等に加えデジタルサイネージを活用し、区民へ啓発を行っていく。また、町会や港区商店街連合会、飲食店、ビル管理事業者に対し、講習会等を通じ周知を行う。地域でのネズミの防除に関する相談があった場合には、近隣調査や関係者への助言を行うとともに、捕獲用粘着シートのサンプルを提供するなど、きめ細かく対応していく。

### 【産業経済費】

Q： 商店街にとって店舗の連続性は生命線。商店街が地域資源を活かした施設整備を行う際、どのような支援をしているのか。

A： 産業振興課長

商店街変身戦略プログラム事業において、商店街が施設整備を行う際に、通常活用いただく商店街活性化事業と比較して、補助率 2 / 3 を 5 / 6 に、補助限度額 1,400 万円を 3,500 万円にそれぞれ上乘せし、複数年にわたり集中的・包括的に支援することで、商店街が計画した地域の特性を生かした施設整備を支援している。これまでも複数の商店街でこの支援制度を活用いただいたが、最近では三田商店街振興組合において、東京タワーをバックに望むことができる商店街という特色を生かした景観整備の取組が行われている。

来年度は新たに、六本木商店街振興組合において、大型商業施設や文化芸術施設の集客を商店街の個々の店舗での消費に導くため、照明機能と情報発信機能（小型のサイネージ）を備えた街路灯、これはスマートポールと呼ばれているものだが、これの設置などの地域

特性を生かした施設整備を予定している。なお、六本木では、本年度は、中小企業診断士などの意見を取り入れながら、施設整備を実施するための計画づくりを進めている。

Q： 港区は賃料が高いことが大きな課題。新規開業や今年度から始まった生鮮産品等を扱う店舗に賃料補助があるが、来年度はどのように進めていくのか伺う。

A： 産業振興課長

本年度、対象店舗を 6 月と 12 月に募集しましたが、生鮮三品取扱店舗の申請は、結果としては、ゼロ件だった。しかしこの募集の中では、生鮮三品を取り扱う事業者に対して、補助内容を個別に周知し、1 事業者から、今後も継続して店舗の出店を検討して下さると、前向きな意見をいただいている。来年度の実施に当たり、課題は、補助制度の周知方法や対象者へのアプローチの仕方はもちろんだが、資金面だけでなく、創業や経営に対する課題や不安の解消など、きめ細かな相談体制の充実が挙げられる。今後は、新たにフランチャイズ店舗のオーナーに対する個別アプローチを行ったり、中小企業診断士による企業巡回相談や商工相談を通じて的確なアドバイスを実施し、新規開業への後押しを進める。

Q： 親族含めて次世代に代々続いてきた商売を繋げていくだけでなく、新しい事業で展開して土地所有者が店舗経営を続けていくことや、廃業するよりは譲渡や売却という選択肢も事業承継の形。どのように事業承継支援を進めていくのか。

A： 産業振興課長

地域経済を支えてきた区内中小企業の事業を次世代に円滑に事業承継するため、経営基盤の強化に向けた設備更新費用の助成や事業承継時に必要な資金に対する融資制度の実施などの資金面による支援のみならず、中小企業診断士による事業承継計画書の作成支援や事業承継セミナー、経営相談など様々な支援に取り組んでいる。本年度の区主催のセミナーでは、国が 10 年間という時限措置として、平成 30 年度税制改正において、事業承継税制を大きく改正したことを受け、改正内容の詳細な説明や事業承継への準備、取組方法などをわかりやすく丁寧に伝えてきた。今後も商店街や区内中小企業などの意見を的確に捉え、様々な支援を通じて、事業承継支援への取り組みを進める。

## 【土木費】

Q： 4 年前に駐輪場の設置台数に関して質問をした際、もともとある駐輪場の台数と放置自転車の数を需要台数、それに加え自転車シェアリングの台数を考慮した上で総合的に判断するという回答だった。駐輪場設置台数の考え方を改めて伺う。

A： 地域交通課長

自転車駐車場の設置台数の考え方については、現状の放置自転車台数を基に、過去の自転車駐車場整備時における放置自転車台数と、駐車場契約台数の比率や地域特性などを考慮し、決定している。また、地区内に既に暫定自転車駐車場がある場合については、既存の駐車台数を基に、キャンセル待ちや放置自転車台数に加え、地域特性などを考慮した上で、必要な設置台数を決定している。

Q： エレベーターの安全対策において、戸開走行保護装置助成制度の他に、助成率 1/2 で上限額 50 万円の地震時管制運転装置と耐震対策を含めると最大 400 万円の費用補助となる。しっかりと安全対策をすべくこの助成制度は広く使っていただきたいが、該当するマンションにどのように周知を図っていくのか伺う。

A： 建築課長

該当するマンションのエレベーターについては、1 年に 1 回提出される定期検査報告書の控えを所有者に返却する際に、助成制度の案内パンフレットを合わせて渡している。また、マンションの管理組合や自治会から助成制度の内容について説明の要望があれば、平日の夜間や土日を含め、職員が訪問して直接説明を行っていく。さらには、区のホームページや広報みなど、ケーブルテレビなど、様々な媒体を通して、引き続き、助成制度の周知を図り、今後も機会をとらえ、効果的な周知に努める。

Q： 戸数が多くセキュリティの強いワンルームマンション、住民のいない商業ビル、土地所有者からは賛同があるけれどもまちづくりにそれほど関心のない住民など、港区まちづくり条例を活用したまちづくりをする上で、実際の運用でぶつかる壁は想像以上に高い。運用面で実態に即した見直しが必要。

A： 都市計画課長

ビジョン登録の有効期限が5年間であったところを毎年更新できるよう条例の施行規則を改正した。また、運用マニュアルを策定し、地域ごとの特別な事情を考慮して、ビジョンの内容が環境美化や防災等の地域活動に関するもので、町会など関係団体の同意を得られる場合には、区民の同意要件を緩和できるよう改善している。ビジョン登録は、ビジョンの実現のための具体的な取り決めであるルールの認定に向け、まちづくりの理念やまちの将来像を共有する段階にあたるため、ルールを区域内的の皆さんと合意していく次のステップに向けては、一定数の合意形成が必要と考えている。今後も引き続き、まちづくりの制度の拡充に向けて取り組む。

### 【教育費】

Q： 少人数制で学力を向上させるため、港区は独自で区費講師の充実を図っており、区立小中学校合わせて100名近くの区費講師を登用し、港区の教育現場を支えている。区費講師はどのような人をどのような方法でリクルート・採用しているのか。

A： 教育指導課長

区費講師は、小・中学校の教員免許を取得している心身ともに健康な人を教育委員会が採用している。区費講師となる人材の募集は、区のウェブサイトや広報紙で行っているほか、各学校の管理職が、教員養成系大学等とのつながりを生かして、教員免許取得者や取得見込者に区費講師を紹介し、区費講師の名簿に登載していただいで採用している。

Q： 老朽化した学校施設の改修に関して、だいたい40年くらいで施設の改築が行われてきているが、全体的に区有施設は長寿命化を図るような方向転換もされている。港区の学校施設は老朽化だけではなく、教室不足という問題も抱えている中で、どのような方針で改修していくのか。

A： 学校施設担当課長

学校改修については、老朽化の問題だけでなく多様化する学習環境や国際化などの学校をとりまく社会的要求に適切に応えていくことはもちろん、バリアフリーや省エネ等の機能向上を、改修の機会を捉えて進めている。また、学校を改修する一方で、児童・生徒数の推計に基づく学級数増に対応して教室の確保についても併せて実施している。

特に近年、学校周辺の開発が活発化し児童数の増加が著しい学校については、普通教室への改修や校舎の増改築を行い、より良い教育環境の確保を図っている。今後も、今年度策定した港区区有施設保全計画に基づき、中長期的な観点から改修を進めていくとともに、教室数確保に向けて、校舎の増改築等の方策を検討し、施設需要への対応を計画的に実施する。

Q： 学校教育推進計画では、同一アカデミー内での小学校から中学校への進学率は前年度を超えることを成果指標としている。私立の学校に進む子も少なくない港区において、中学校の進学率についてはアカデミー制度の目標として定めることは難しい。部活動や地理的な理由で同一アカデミー内進学をしない場合も多く、幼・小中一貫のアカデミー制を推進するためにどのように取り組んでいくのか。

A： 教育指導課長

小中一貫教育を推進するアカデミーの役割や意義は、新しい学習指導要領に示された「社会に開かれた教育課程」の実現により、より一層明確になった。その内容は、各学校と地域が児童・生徒に身に付けさせたい資質・能力を共に理解し、育成していくということであり、まず、地域の学校の集まりであるアカデミーが、教育の方向性を共通理解することが欠かせないものと考えている。さらに、平成 29 年 4 月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正から、複数校での学校運営協議会の設置が可能となり、来年度は、お台場と赤坂で地域の実情に応じたアカデミー単位の学校運営協議会を設置する。今後、幼・小中のアカデミー制を推進する学校運営協議会の設置により、教育の方向性をアカデミーの教員だけでなく保護者や地域住民が共有することで、より一層港区の教育の質が高まるよう取り組む。

以上